

患者様へ

- 1 当院は、厚生労働大臣が定める看護を実施している保険医療機関です。
- 2 当院は、同基準のうち以下の看護に関する基準を満たしています。
 - ※ 3階病棟は、療養病棟入院基本料1（入院患者の数が20名に対して1人以上の看護職員並びに、入院患者の数が20名に対して1名以上の看護補助者）を算定しています。
 - ※ 3階病棟は療養病棟療養環境加算2を算定しています。
 - ※ 5階病棟は、精神病棟入院基本料15:1（入院患者の数が15名に対して1人以上の看護職員）、看護補助加算2（入院患者の数が50名に対して1名以上の看護補助者）を算定しています。
- 3 入院時食事療養／生活療養（I）に関する特別管理の届出に係る食事を提供しており、特別管理による食事の提供では、管理栄養士により管理された食事が適時（夕食については午後6時以降）適温で提供されています。
- 4 病院施設基準等
 - 精神病棟に関する基準等
 - ※ 精神病棟入院基本料（精神入院 第119号）
 - ※ 看護配置加算（看配 第268号）
 - ※ 精神病棟看護補助加算2・看護補助体制充実加算（看補 第119号）
 - ※ 医療保護入院等診療料（医療保護 第20号）
 - 療養病棟に関する基準等
 - ※ 療養病棟入院基本料1（療養入院 第125号）（3階病棟）
 - ※ 療養病棟療養環境加算2（療養2 第69号）（3階病棟）
- 5 入院に関する基準等
 - ※ 入院時食事療養I／生活療養I（食 第227号）
 - その他
 - ※ 薬剤管理指導料（薬 第50号）
 - ※ 脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅲ（脳Ⅲ 第66号）
 - ※ 運動器リハビリテーション料Ⅱ（運Ⅱ 第323号）
 - ※ 精神科作業療法（精 第25号）
 - ※ コンタクトレンズ検査料1（コン1 第77号）
 - ※ 精神科デイ・ケア「大規模なもの」（デ大 第19号）
 - ※ 精神科ショート・ケア「大規模なもの」（ショ大 第12号）
 - ※ 認知療法・認知行動療法1（認 第3号）
 - ※ 検体検査管理加算（I）（検I 第112号）
 - ※ 検体検査管理加算（II）（検II 第68号）
 - ※ CT撮影及びMRI撮影（C・M 第315号）
 - ※ ニコチン依存管理料（ニコ 第272号）
 - ※ 療養生活継続支援加算（療活継 第1号）
 - ※ こころの連携指導料（II）（こ連指II 第1号）
- 6 当院では、原則付添看護は認められません。
- 6 特定療養費については以下のとおりであり実費徴収させていただきます。
 - ※ その他（洗濯代）については利用状況により決められた料金を徴収させていただきます。（50～250円／枚）